

特定非営利活動法人まなクロ 定款

(2025年5月17日改訂版)

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人まなクロという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都町田市に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、不登校の状態にある子どもを含むすべての子ども及びその家族が、安心して学び、成長し、主体的に社会とつながることを支援する。そのために、フリースクール運営及び子ども主体の社会体験・交流イベントの企画運営、国内外の学校・教育系非営利団体に対するICTを活用した遠隔授業や教材提供等の教育環境支援を行うなど、多様な機会と活動を提供し、もって誰もが自分らしく輝ける社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1)子どもの健全育成を図る活動
- (2)社会教育の推進を図る活動
- (3)国際協力の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1)居場所型フリースクール運営事業
- (2)文化・スポーツ等の体験活動及び交流事業
- (3)社会体験・交流イベントの企画及び運営事業
- (4)子どもの学びや育ちに関する相談、支援及び情報提供事業
- (5)国内外の学校・教育系非営利団体に対するICTを活用した教育支援事業
- (6)その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(任期等)

第14条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(職 務)

第16条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(解 任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

4 役員(監事を除く)が本法人の職員を兼務する場合には、役員報酬とは別に労働の対価として給与を受け取ることができる。給与の額および支給方法は、理事会の決議をもって定め、総会に報告する。

(役員兼務職員の管理監督者扱い)

第19条 本法人の業務執行を統括する常勤職員であって理事を兼ねる者は、労働基準法第41条第2号に定める管理監督者とし、労働時間・休憩および休日に関する規定の適用を除外する。ただし深夜業の割増賃金については法令を遵守するものとする。

第4章 会 議

(種 別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
 - ・借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。
第47条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - ・解散における残余財産の帰属
 - ・事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回、事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 監事が第16条第4項第4号の規定に基づき、招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第1号及び第2号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 やむを得ない理由により総会の場に来られない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム(発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているもの)に限る。以下同じ。)によって、総会に出席し、表決することができる。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合、又は、オンライン会議システムによる出席者がある場合にあつては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があつたものとみなされた日及び正会員総数

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があつたとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の規定による請求があつたときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第36条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事が、理事会の目的である事項について提案をした場合において、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会での表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のために・・・書面若しくは電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面若しくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

(利益相反取引の承認)

第38条 理事又はその親族等と法人との間で利益相反となる取引を行う場合は、あらかじめ理事会の承認議決を受けなければならない。

第5章 資 産

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

（会計の原則）

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（会計の区分）

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

（事業年度）

第44条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

（事業計画及び予算）

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、これを次年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

（臨機の措置）

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総正会員総数の過半数が出席し、かつ、出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する次に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

（1）目的

- (2) 名称
 - (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
 - (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る。)
 - (5) 社員の資格の得喪に関する事項
 - (6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く。)
 - (7) 会議に関する事項
 - (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
 - (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。)
 - (10) 定款の変更に関する事項
- 2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)
したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。
- 3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合 併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第55条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第56条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第57条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑 則

(細 則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	西	山	絢	
理 事	稲	波	淳	子
理 事	三	田	美	保
理 事	千	葉	若	奈
監 事	鈴	木	由	美

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2026年9月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2026年6月30日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第48条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)入会金 正会員(個人・団体) 0円 賛助会員(個人・団体) 0円

(2)年会費 正会員(個人・団体)0円 賛助会員(個人・団体)1口3,000円(1口以上)

役員名簿

（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

特定非営利活動法人 まなクロ

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

☒以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
☒各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役名 （どちらかに ○）	（フリガナ）		報酬の有無 （どちらかに ○）	役職名等
		氏名			
1	☒ 理事・ ☒ 監事	ニシヤマケン 西山 絢		☒ 有 ☐ 無	理事長
2	☒ 理事・ ☒ 監事	イナナミアツコ 稲波 淳子		有 ☒ 無	
3	☒ 理事・ ☒ 監事	ミタムラミホ 三田村 美保		有 ☒ 無	
4	☒ 理事・ ☒ 監事	チバワカナ 千葉 若奈		有 ☒ 無	
5	理事・ ☒ 監事	スズキユミ 鈴木 由美		有 ☒ 無	
6	理事・監事			有・無	
7	理事・監事			有・無	
8	理事・監事			有・無	
9	理事・監事			有・無	
10	理事・監事			有・無	

令和7年度事業計画書

特定非営利活動法人 まなクロ

1 事業実施の方針

本法人は、不登校その他学校に通いづらさを抱える児童生徒に対して、学習機会の提供及び社会的孤立の予防を目的とし、ハイブリッド型のフリースクール運営を中心とした支援活動を行う。併せて、体験型・交流型の活動を通じた社会参加の機会を提供し、子どもの健全育成及び地域とのつながりを促進する。

また、保護者等に対する相談支援や情報提供、ICTを活用した教育支援事業等を通じ、家庭・学校・地域・民間が連携した支援体制の構築を目指す。2025年度は、常設拠点の整備には着手せず、レンタルスペースとオンラインを活用したスモールスタート型運営を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【5,775】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
居場所型フリースクール運営事業	オンライン (Spatial chat/Slack) による居場所提供・オンラインスペースにおける交流 (ボードゲーム、お絵描き、クイズなど)	通年 (月火木金)	オンライン (Spatial chat・Slack 等)	1名 (代表、非常勤スタッフ等)	全国の小中学生とその保護者	60名 (目標在籍数)	1,910
文化・スポーツ等の体験活動及び交流事業	「フリスタ!!」として毎月の社会科見学・工作・屋外活動などを実施。また、旅行イベントを2～3回実施。	年12-24回 (原則月1-2回水曜日開催)	公共施設・地域スポット (博物館、公園等) レンタルスペース、旅行先	1～5名 (運営スタッフ+ボランティア)	全国の小中学生	延べ200名程度 (年)	1,565
社会体験・交流イベントの企画及び運営事業	子どもたちによる模擬店運営イベント「codomoマーケットまちだ」を開催。子どもたちが自分でお店を企画・制作し販売を行う社会体験イベント。合わせて、イベントをテーマにした「オリジナルカードゲーム」を子どもたちと一緒に制作・販売。社会的自己表現と体験価値を高める。	2026年1月	町田市内施設	12～15名 (主催者、ボランティア含む)	関東近郊の小中学生+一般来場者	700名 (想定来場者数)	782.5
子どもの学びや育ちに関する相談、支援及び情報提供事業	保護者向けオンラインセミナーを開催。Zoomを使った講話、中高生の不登校体験者とのパネルトーク、特別講師を呼んでの学習会や、保護者間交流会を実施。	2025年10月～2026年6月 (全9回)	オンライン (Zoom)	1名+ゲスト講師	全国の不登校の子どもを持つ保護者・教育関係者	約400名 (延べ)	632.5
国内外の学校・教育系非営利団体に対するICTを活用した教育支援事業	マニラ日本人学校を中心にICTを学校に導入・運用する支援を行う。児童生徒のアカウント作成やデジタル教科書の整備、家庭のサポート、ホームページの更新による情報の伝達など。	通年 (オンライン)	オンライン	1～2名	日本人学校教職員・児童生徒・保護者	約500名 (見込み)	865

令和8年度事業計画書

特定非営利活動法人 まなクロ

1 事業実施の方針

まなクロは、不登校や学校に通いづらさを抱える子どもたちに対し、学習支援や社会参加の機会を提供し、孤立を防ぐことを目的としています。

第2期では、オンラインと対面を組み合わせたハイブリッド型の「居場所拠点」の設立を目指し、地域に根ざした支援をより一層強化します。また、codomoマーケットを軸とした地域連携活動、小規模マーケットの開催、他NPOや教育機関とのネットワーク構築を進め、子どもたちの社会的活躍の場を広げます。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【12072.2】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
居場所型フリースクール運営事業	オンライン・対面併用のハイブリッド型居場所拠点を運営。週3-5回程度開所し、学習支援・創作・交流活動を提供。同時にオンラインのスペースで全国の不登校小中学生と交流できる環境を整備。	通年(週3~5回)	新設予定拠点(町田市)およびオンライン(Spatial chat・Slack等)	2-5名(代表、非常勤スタッフ、ボランティア等)	町田市近郊の小中学生とその保護者(対面)全国の小中学生とその保護者(オンライン)	100名(目標在籍数)	6,098.2
文化・スポーツ等の体験活動及び交流事業	「フリスタ!!」として毎月の社会科見学・工作・屋外活動などを実施。また、旅行イベントを2~3回実施。	年12-24回(原則月1-2回水曜日開催)	公共施設・地域スポット(博物館、公園等)レンタルスペース、旅行先	1~5名(運営スタッフ+ボランティア)	全国の小中学生	延べ200名程度(年)	2,560
社会体験・交流イベントの企画及び運営事業	子どもたちによる模擬店運営イベント「codomoマーケットまちだ」を開催。子どもたちが自分でお店を企画・制作し販売を行う社会体験イベント。合わせて、イベントをテーマにした「オリジナルカードゲーム」を子どもたちと一緒に制作・販売。社会的自己表現と体験価値を高める。また、居場所拠点にて小規模のマーケットを隔月で開催し、地域住民との交流と子どもたちの起業体験促進。	codomoマーケットまちだ2026年9月2027年1月	町田市内施設、新設予定拠点(町田市)	12~15名(主催者、ボランティア含む)	関東近郊の小中学生+一般来場者	1500名(想定来場者数)	1,158.5
子どもの学びや育ちに関する相談、支援及び情報提供事業	保護者向けオンラインセミナーを開催。Zoomを使った講話、中高生の不登校体験者とのパネルトーク、特別講師を呼んでの学習会や、保護者間交流会を実施。	2026年7月~2027年6月(全12回)	オンライン(Zoom)	1名+ゲスト講師	全国の不登校の子どもを持つ保護者・教育関係者	約600名(延べ)	898.5
国内外の学校・教育系非営利団体に対するICTを活用した教育支援事業	マニラ日本人学校を中心にICTを学校に導入・運用する支援を行う。児童生徒のアカウント作成やデジタル教科書の整備、家庭のサポート、ホームページの更新による情報の伝達など。2~3校への拡大を目指す。	通年(オンライン)	オンライン	1~2名	日本人学校教職員・児童生徒・保護者	約500名(見込み)	1,157

令和7年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人まなクロ

（単位：円）

科目	金額	小計・合計
【A】 経常収益		
1 受取会費		45,000
正会員受取会費	0	0
賛助会員受取会費	45,000	45,000
2 受取寄附金		150,000
受取寄附金	150,000	150,000
施設等受入評価益		
3 受取助成金等		0
受取補助金		
4 事業収益		6,989,000
居場所型フリースクール運営事業	4,365,000	4,365,000
文化・スポーツ等の体験活動及び交流事業	1,300,000	1,300,000
社会体験・交流イベントの企画及び運営事業	350,000	350,000
子どもの学びや育ちに関する相談、支援及び情報提供事業	374,000	374,000
国内外の学校・教育系非営利団体に対するICTを活用した教育支援事業	600,000	600,000
その他目的を達成するために必要な事業		
5 その他の収益		0
受取利息		
経常収益計		7,184,000
【B】 経常費用		
1 事業費		
（1）人件費		4,325,000
給料手当	0	0
役員報酬	4,275,000	4,275,000
退職給付費用	0	0
福利厚生費	50,000	50,000
（2）その他経費		1,630,000
研修費	150,000	150,000
会議費	150,000	150,000
旅費交通費	700,000	700,000
施設等評価費用	0	0
減価償却費	0	0
宣伝広告費	200,000	200,000
印刷製本費	50,000	50,000
謝金	200,000	200,000
通信費	180,000	180,000
事業費計		5,955,000
2 管理費		
（1）人件費		975,136
役員報酬	180,000	180,000
給料手当	0	0
退職給付費用	0	0
福利厚生費	0	0
法定福利費	534,600	534,600
支払手数料	70,536	70,536
業務委託費	190,000	190,000
（2）その他経費		240,000
消耗品費	100,000	100,000
水道光熱費	0	0
事務所家賃	90,000	90,000
旅費交通費	50,000	50,000
減価償却費	0	0
管理費計		1,215,136
経常費用計		7,170,136
当期経常増減額【A】－【B】・・・①		13,864
【C】 経常外収益		
固定資産売却益		
過年度損益修正益		
経常外収益計		0
【D】 経常外費用		
固定資産売却損		
災害損失		
過年度損益修正損		
経常外費用計		0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②		0
税引前当期正味財産増減額①＋②・・・③		13,864
法人税、住民税及び事業税・・・④		70,000
設立時正味財産額・・・⑤		150,000
次期繰越正味財産額③－④＋⑤		93,864

令和8年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人まなクロ

（単位：円）

科目		金額	小計・合計
【A】 経常収益			
1 受取会費			120,000
正会員受取会費	0	0	
賛助会員受取会費	120,000	10,000	
2 受取寄附金		300,000	300,000
受取寄附金	300,000	300,000	
施設等受入評価益	0	0	
3 受取助成金等		0	0
受取補助金	0	0	
4 事業収益		17,260,000	17,260,000
居場所型フリースクール運営事業	13,260,000	13,260,000	
文化・スポーツ等の体験活動及び交流事業	2,100,000	2,100,000	
社会体験・交流イベントの企画及び運営事業	400,000	400,000	
子どもの学びや育ちに関する相談、支援及び情報提供事業	500,000	500,000	
国内外の学校・教育系非営利団体に対するICTを活用した教育支援事業	1,000,000	1,000,000	
その他目的を達成するために必要な事業			
5 その他の収益		0	0
受取利息			
経常収益計			17,680,000
【B】 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費		6,800,000	6,800,000
給料手当	1,000,000	1,000,000	
役員報酬	5,700,000	5,700,000	
退職給付費用	0	0	
福利厚生費	100,000	100,000	
(2) その他経費		5,272,200	5,272,200
研修費	200,000	200,000	
会議費	300,000	300,000	
旅費交通費	1,200,000	1,200,000	
施設等評価費用	0	0	
減価償却費	0	0	
宣伝広告費	80,000	80,000	
印刷製本費	200,000	200,000	
謝金	320,000	320,000	
通信費	180,000	180,000	
地代家賃	767,200	767,200	
業務委託費	1,600,000	1,600,000	
支払手数料	300,000	300,000	
水道光熱費	125,000	125,000	
事業費計		12,072,200	12,072,200
2 管理費			
(1) 人件費		975,136	975,136
役員報酬	180,000	180,000	
給料手当	0	0	
退職給付費用	0	0	
福利厚生費	0	0	
社会保険・年金	534,600	534,600	
支払手数料	70,536	70,536	
業務委託費	190,000	190,000	
(2) その他経費		240,000	240,000
消耗品費	100,000	100,000	
水道光熱費	0	0	
事務所家賃	90,000	90,000	
旅費交通費	50,000	50,000	
減価償却費	0	0	
管理費計		1,215,136	1,215,136
経常費用計			13,287,336
当期経常増減額【A】－【B】・・・①			4,392,664
【C】 経常外収益			
固定資産売却益			
過年度損益修正益			
経常外収益計			0
【D】 経常外費用			
固定資産売却損			
災害損失			
過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②			0
税引前当期正味財産増減額①+②・・・③			4,392,664
法人税、住民税及び事業税・・・④		70,000	70,000
前期繰越正味財産額・・・⑤		99,400	99,400
次期繰越正味財産額③-④+⑤			4,422,064

特定非営利活動法人 まなクロ

設立趣旨書

1 趣 旨

文部科学省の「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等調査」によれば、2023年度の小・中学校における不登校児童生徒数は346,482人と過去最多を更新しました。町田市でも2022年度時点で1,095人に達し、「学びの場」と「居場所」の両面で地域による支援が急務となっています。

私は2022年4月に私は2022年4月に、不登校の子どもたちを支援することを目的としてまなびクロス合同会社を設立し、同時に在フィリピン日本大使館附属マニラ日本人学校において、ICTを活用した授業支援や教材運用、教職員研修などの教育環境支援を開始しました。

2022年5月には、オンラインの居場所型フリースクール「まなクロBASE」を開校し、これまでに延べ150名以上の子どもたちが参加しており、現在も約50名が通っています。同年7月には初のオフライン交流会を開催、11月からは毎月の社会体験プログラム「フリスタ!!」を継続して実施しています。

また、2024年1月と2025年2月には、子どもが主体的にお店を出店する体験型イベント「codomoマーケットまちだ」を開催し、延べ1,500人以上が来場しました。

こうした活動を通じて「1人でできることの限界」を痛感し、多様な市民が意思決定に関わる新しい仕組みが必要であると考え、特定非営利活動法人まなクロを設立するに至りました。

また、子どもたちを支える保護者や支援者にとっても、悩みを共有し、つながり合える機会が求められています。今後はオンラインセミナーや保護者コミュニティの運営を通じて、大人同士の学び合いや支え合いの場も提供していきます。

2 申請に至るまでの経過

2022年4月 まなびクロス合同会社設立、マニラ日本人学校ICT支援開始

2022年5月 オンライン・居場所型フリースクール「まなクロBASE」開校

2022年7月 初のオフライン交流イベント開催

2022年11月 社会体験事業「フリスタ！！」開始

2024年1月 codomoマーケットまちだ第1回開催

2025年2月 codomoマーケットまちだ第2回開催

2025年3月 NPO法人設立準備会発足（社員23名）

2025年5月17日 設立総会開催

3 今後の事業計画と期待される効果

3 今後の事業計画と期待される効果

（1）居場所型フリースクール運営事業 2025年度はオンラインでの居場所型フリースクール「まなクロBASE」の充実を最優先課題とし、オンライン上の交流活動や学習サポートを強化します。2025年度末までにオンライン参加者数を60名程度に増やし、日常的に安定した学びの環境を提供します。その後、2026年度には町田市内に通所型の拠点を設置し、オンラインとオフラインを融合させた「ハイブリッド型フリースクール」の展開を進め、2027年度までに在籍80名、1日平均25名程度の規模を目指します。

（2）文化・スポーツ等の体験活動及び交流事業 子どもたちの多様な経験と社会性育成を目的とした文化・スポーツ等の体験活動を年に複数回実施します。キャンプ、宿泊学習、社会科見学、スポーツ交流会など、個々の子どもの興味関心に応じた幅広い体験プログラムを提供し、子どもたちの主体性と自己肯定感を高めます。さらに、毎月の社会体験事業「フリスタ！！」を通じて、地域社会をより身近に感じられる機会を継続的に提供します。

(3) 社会体験・交流イベントの企画及び運営事業 子ども主体のマルシェイベント「codomoマーケットまちだ」を毎年開催し、子どもが自ら出店を企画運営する経験を通じて、社会性や自己表現力を育みます。また、このイベントを通して地域住民や企業との連携を深め、地域全体で子どもを育てる仕組みを構築します。

(4) 子どもの学びや育ちに関する相談、支援及び情報提供事業 子ども本人だけでなく、保護者や支援者からの相談受付や支援を充実させます。2025年度からオンラインセミナーを定期的に開催し、子育てや教育に関する情報提供、専門家との対談などを通じて支援者のスキルアップを図ります。また、Slackなどを活用したオンラインコミュニティを運営し、保護者同士が日常的に相談・交流できる環境を提供します。

(5) 国内外の学校・教育系非営利団体に対するICTを活用した教育支援事業 現在行っている在フィリピン日本大使館附属マニラ日本人学校でのICT教育支援を継続しつつ、2027年度までに新たに3～5校程度への展開を目指します。学校現場におけるICT活用のノウハウを提供し、教育の質的向上と教師の業務軽減に貢献します。

法人化により助成金や寄附控除制度の活用、市民による合議制の運営、学校・行政・企業との連携強化が実現します。これにより子どもたちが「行きたい場所で安心して学べる社会」の実現を町田市から全国・海外へと広げるモデルを構築します。

2025年5月17日

設立代表者

氏名 西山 絢